

令和5年第三回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 五十嵐 えり

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 井の頭恩賜公園について
- 二 公の施設の利用について
- 三 意思疎通支援事業について
- 四 会計年度任用職員について
- 五 滝山病院について
- 六 産業振興について
- 七 都庁記者クラブについて

一 井の頭恩賜公園について

- 1 西部公園緑地事務所の庁舎建替えに伴い、この間、近隣の住民からの伐採本数を減らしてほしいとの要望を受け、東京都建設局との間で話し合いを重ねてきた。そこで、当初の計画から、計画の見直しなどを行ってきた結果、現時点で、伐採本数が何本減ったか、伺う。
- 2 令和5年9月に、建設局から西部公園緑地事務所の庁舎建替え工事に伴い、本来解体工事では残置することとなっていた樹木を誤って3本伐採したとの報告があった。こうしたことが起きた原因と、東京都の再発防止策を伺う。
- 3 庁舎建替え工事について、今後はどのようなスケジュールで行うのか伺う。
- 4 井の頭公園自然文化園にある資料館や彫刻館の来園者が少なく、十分に活用されていないとの声がある。東京都は、今後、自然文化園をどのように活性化させようとしているか、見解を伺う。
- 5 井の頭恩賜公園について、最近、観光客が増え、ごみが増える等している。東京都として、井の頭恩賜公園の環境整備にどのように取り組んでいるか、伺う。

二 公の施設の利用について

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「人権条例」という）第8条に規定する趣旨に沿い、条例第11条に規定する「公の施設の利用制限に関する基準（以下「基準」という）」では、施設管理者は、①ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと、②ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること、の二要件を満たした場合

には、利用制限ができる旨規定している。

ところが、令和5年9月1日、「日本女性の会 そよ風」という団体が、横網町公園での占有許可の申請をし、東京都建設局は、「使用許可」と決定した。当日、横網町公園では「日本女性の会 そよ風」が、ヘイトスピーチを行ったとのことである。当該団体の言動は、令和2年に東京都人権条例に基づいて、横網町公園での「ヘイトスピーチ」が認定された団体であった。

- 1 人権尊重条例に規定する審査会において、公の施設の利用制限に関する意見照会を受けたことがあるか伺う。
- 2 横網町公園の施設管理者である建設局は、なぜ、令和5年9月1日に、当該団体に対して、公園占有許可を出したのか、理由を伺う。
- 3 建設局は、占有許可を出した当時、当該団体の言動が、令和2年に人権条例に基づいてヘイトスピーチとして認定されていたことを認識していたか。認識していた場合は、なぜ、当該団体が、基準の二要件に該当しないと判断したのか、根拠を伺う。
- 4 利用制限の要件である「ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと」とは具体的にどのような場合をいうか伺う。
- 5 東京都は、人権条例に基づいて、ヘイトスピーチと認められる表現活動の概要のみならず、ヘイトスピーチを行った個人名又は団体名を公表すべきだが、見解を伺う。

三 意思疎通支援事業について

失語症は、脳卒中や頭部のけがにより、言語機能に障害を持つ失語症も外見からは分かりにくく、見えない障害といわれる。失語症になると、言葉を聞いたり文字を読んだりして理解することに障害が生じ、意思疎通が

困難になり、日常生活上の支援が必須である。国は平成28年度から障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に「失語症」が対象であると明確化し、平成30年度からは都道府県で失語症向け意思疎通支援者の養成が開始された。

- 1 市区町村の地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の対象には失語が位置づけられているが、現状、市区町村自体の取組が少ない。私が令和4年12月8日、一般質問で、東京都は市区町村へ事業の立ち上げを積極的に働きかけるべきと質したのに対し、東京都は「区市町村の体制整備を促してまいります」と答弁したが、現時点での区市町村の取り組みの数と推移を伺う。
- 2 東京都は、失語症者向けの意思疎通支援者を養成するとともに、令和3年度から、当事者と支援者の会話サロンをモデル事業として設置している。しかし、会話サロンは実際におしゃべりするだけの場となっており、失語症者の生活に直接役立つ支援にはなっていない。そこで、日常生活に関する意思疎通支援の派遣事業を行うなど、失語症者の生活を直接に支援できる意思疎通支援事業に改善すべきと考えるが、見解を伺う。

四 会計年度任用職員について

東京都が雇用している非常勤職員等（会計年度任用職員を含む。）について、10年間の数の推移及び主要な職員の報酬月額の推移を伺う。

五 滝山病院について

- 1 東京都は、5月より、一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して、入院患者の転退院支援を行っているが、支援体制について人数や規模を伺う。また、転退院の現状と今後の見込みを伺う。

- 2 滝山病院は暴行虐待を行った被害者に対して、謝罪や被害の賠償を行ったのか。
- 3 滝山病院入院患者への転退院支援について、早急に、患者の希望に沿うよう、一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみならず他の地域福祉関係者からの協力をも得ながら転退院を行うべきと考えるが、見解を伺う。
- 4 令和5年8月17日に滝山病院の元院長が監禁罪の容疑で送検された。これを受け、改めて東京都として、滝山病院に対して、病院組織全体の不正の有無を網羅的に調査対象とするよう再度の改善命令その他の追加措置を講じる予定はあるのか、伺う。

六 産業振興について

- 1 産業労働局が所管する東京ビッグサイトでは、令和5年12月より大規模改修が予定されているが、改修によってどのような機能の改善が見込まれているか、具体的に示されたい。
- 2 東京ビッグサイトにおける大規模改修によって、施設利用者から会場使用料が値上げされるのではないかと懸念の声が上がっている。イベント事業者においてはコロナ禍のダメージも癒えておらず、会場使用料の値上げについては慎重にすべきと考えるが、見解を伺う。
- 3 産業労働局が所管する都立産業貿易センターの利用に際して、同人誌即売会等への留意事項の中で本年3月よりコスプレ等に関して新たな制約が追加された。新しいコスプレに関しての制約が追加されたのはなぜか。経緯について具体的に示されたい。
- 4 上記3に関連して、「過度の性的・暴力的表現が見られるコスプレの禁止」、当センターの職員が会場内外を点検します。との記載があるが、

これらは具体的にどのようなものか伺う。またそれについて、誰がどのように「過度」か否かを判断するのか、それについて過度だと判断された際にはどのような対応をするのか、伺う。

- 5 東京都立産業貿易センターにおいて受付の際の優先度を「受付順位」として区分し、対応に差をつけているが、同人誌即売会は区分表の1、2、3、4のどれに類されているのか、伺う。
- 6 東京都港湾局が所管し、東京港埠頭株式会社等に委託されているお台場海浜公園等での写真撮影について、都が定めた「写真撮影のための占用許可の取り扱い」の「参考事例」の中に「特定の被写体（モデル、コスプレイベントのコスプレイヤー等）を対象としたアマチュアカメラマンによる撮影会については占用許可を必要とする」との記載があるが、コスプレを行なっている友人同士が、自身の携帯電話やカメラで、その他の機材を伴わず短時間（10分以内）の撮影を行なっている場合は、この記載に該当するのか、見解を伺う。

七 都庁記者クラブについて

コロナ禍、小池知事の定例記者会見において、加盟社ではないフリーの記者は、オンラインのみ参加しか許されなかった。都庁記者クラブから、都庁からそのように指示があり決められたと聞いている。小池都政は情報公開は「1丁目1番地」をうたいつつ、実態はコロナ五類以降も、フリーの記者を排除している現状が続いている。早急に、フリーの記者もリアルで参加できるよう改めるべきと考えるが、見解を伺う。

令和 5 年第三回都議会定例会

五十嵐えり議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 井の頭恩賜公園について

- 1 西部公園緑地事務所の庁舎建替えに伴い、この間、近隣の住民からの伐採本数を減らしてほしいとの要望を受け、東京都建設局との間で話し合いを重ねてきた。そこで、当初の計画から、計画の見直しなどを行ってきた結果、現時点で、伐採本数が何本減ったか伺う。

回 答

西部公園緑地事務所の庁舎建替えに伴い支障となる樹木の伐採本数は、令和2年6月の基本構想の112本から、段階的に見直しを行い、56本減少しました。

質 問 事 項

- 一の2 令和5年9月に、建設局から西部公園緑地事務所の庁舎建替え工事に伴い、本来解体工事では残置することとなっていた樹木を誤って3本伐採したとの報告があったが、こうしたことが起きた原因と、再発防止策を伺う。

回 答

西部公園緑地事務所の建替えに伴い、支障となる樹木の伐採において、解体工事期間中一時残置としていた3本を伐採しました。

最新の「樹木撤去図」ではなく、契約締結当初の「樹木撤去図」に基づく伐採が原因です。

今後は、受注者と発注者の間で、最新の「樹木撤去図」を共有するとと

もに現地確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

質 問 事 項

一の3 庁舎建替え工事について、今後はどのようなスケジュールで行うのか伺う。

回 答

令和3年3月に策定した基本計画では、倉庫棟などの附属施設跡地に新庁舎棟を建築した後、現庁舎を解体し、現庁舎跡地に車庫棟の建築、駐車場・外構整備を順に行い、令和8年度の完了を予定しています。

質 問 事 項

一の4 井の頭自然文化園にある資料館や彫刻館の来園者が少なく、十分に活用されていないとの声がある。東京都は、今後、自然文化園をどのように活性化させようとしているか、見解を伺う。

回 答

井の頭自然文化園では、令和元年度より彫刻館に学芸員を配置し、ギャラリートークや企画展に取り組んでいるほか、資料館も活用し、さまざまな作家が参画した芸術と動物園をつなげるような特設展等を実施しています。

これらの施設も活用し、芸術・文化と自然の両方に関心を持つ人などが集まり、出会う場としていくこととしています。

質 問 事 項

一の5 井の頭恩賜公園について、最近、観光客が増え、ごみが増える等しているが、都として、井の頭恩賜公園の環境整備にどのように取り組んでいるか伺う。

回 答

井の頭恩賜公園を含め都立公園では、公園利用者によるごみの持ち帰りを原則としています。定期的な清掃に加え、毎日の巡回時に職員が適宜ごみ拾いを行っています。

また、掲示物の設置やホームページ等を活用し、公園利用者へごみの持ち帰りを呼びかけています。

質 問 事 項

二 公の施設の利用について

1 人権尊重条例に規定する審査会において、公の施設の利用制限に関する意見照会を受けたことがあるか、伺う。

回 答

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に基づき設置する審査会において、施設管理者から公の施設の利用制限に係る意見照会を受けたことはありません。

質 問 事 項

二の２ 横網町公園の施設管理者である建設局は、なぜ、令和５年９月１日に、当該団体に対して、公園占用許可を出したのか、理由を伺う。

回 答

都は、占用許可に当たり審査基準を定めており、これにのっとり適正に対応しています。

質 問 事 項

二の３ 建設局は、占用許可を出した当時、当該団体の言動が、令和２年に人権条例に基づいてヘイトスピーチとして認定されていたことを認識していたか。認識していた場合は、なぜ、当該団体が、基準の二要件に該当しないと判断したのか、根拠を伺う。

回 答

都は、占用許可に当たり審査基準を定めており、これにのっとり適正に対応しています。

質 問 事 項

二の４ 利用制限の要件である「ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと」とは具体的にどのような場合をいうか伺う。

回 答

ヘイトスピーチが行われる蓋然性については、予定されている集会等について事前に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情を勘案することとしています。

質 問 事 項

二の5 東京都は、人権条例に基づいて、ヘイトスピーチと認められる表現活動の概要のみならず、ヘイトスピーチを行った個人名又は団体名を公表すべきだが、見解を伺う。

回 答

概要公表は、発言者に対する制裁を行うことではなく、不当な差別的言動の実態を広く都民に伝え、啓発していくことを目的としており、氏名や団体名の公表は行っていません。

質 問 事 項

三 意思疎通支援事業について

1 市区町村の地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の対象には失語が位置づけられているが、現状、市区町村自体の取組が少ない。現時点での区市町村の取り組みの数と推移を伺う。

回 答

失語症者向け意思疎通支援事業を実施している都内の区市町村数は、令

和 3 年度は 4 自治体、令和 4 年度は 5 自治体であり、令和 5 年度は 8 自治体となる見込みです。

質 問 事 項

三の 2 都は、失語症者向けの意思疎通支援者を養成するとともに、令和 3 年度から、当事者と支援者の会話サロンをモデル事業として設置しているが、日常生活に関する意思疎通支援の派遣事業を行うなど、失語症者の生活を直接に支援できる意思疎通支援事業に改善すべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

都は令和 3 年度から、会話支援等を行うサロンを試行的に設置し、そのノウハウを区市町村とも共有することで、区市町村における失語症者向けの意思疎通支援の取組を促しています。

会話サロンでは、配置したコーディネーターが、失語症当事者の障害特性に合わせて適切な意思疎通支援者をマッチングし、意思疎通支援者が失語症当事者の個別ニーズを把握した上で、外出同行支援に結び付けています。

質 問 事 項

四 会計年度任用職員について

東京都が雇用している非常勤職員等（会計年度任用職員を含む。）について、10年間の数の推移及び主要な職員の報酬月額の推移を伺う。

回 答

知事部局における非常勤職員等数の10年間の推移について、平成26年は8,684人、平成27年は8,912人、平成28年は9,225人、平成29年は9,463人、平成30年は9,478人、令和元年は9,493人、令和2年は10,559人、令和3年は11,323人、令和4年は8,254人、令和5年は8,270人です。

また、主要な職員の報酬月額は、平成26年から平成27年までは194,200円、平成28年から令和4年までは194,400円、令和5年は194,800円です。

なお、令和元年以前の非常勤職員等数には臨時職員数を含んでおり、各年8月時点の人数及び報酬月額としています。

質 問 事 項

五 滝山病院の暴行事件について

- 1 都は、5月より、一般社団法人東京精神保健福祉士協会と協力して、入院患者の転退院支援を行っているが、支援体制について人数や規模を伺う。また、転退院の現状と今後の見込みを伺う。

回 答

都は、一般社団法人東京精神保健福祉士協会の協力を得て、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、事務の12名から13名による合同チームで転退院に関する意向調査を行いました。

滝山病院では、虐待事件が発覚した令和5年2月時点で145名いた入院患者のうち、9月末までに、3名が自宅へ退院し、33名が転院や施設入所をしています。

今後も関係機関と連携しながら支援を継続していきます。

質 問 事 項

五の２ 滝山病院は暴行虐待を行った被害者に対して、謝罪や被害の賠償を行ったのか伺う。

回 答

令和５年４月、都は滝山病院に対し、医療法及び精神保健福祉法に基づく改善命令を発出し、虐待防止委員会を設置して検証することなどを求めています。

質 問 事 項

五の３ 滝山病院入院患者への転退院支援について、早急に、患者の希望に沿うよう、一般社団法人東京精神保健福祉士協会のみならず他の地域福祉関係者からの協力をも得ながら転退院を行うべきだが、見解を伺う。

回 答

滝山病院には、長期入院の患者も多く、心身の状況等からも直ちに地域で暮らすのは難しいことも想定されるため、都は、東京精神保健福祉士協会の協力を得て、本人の意思を確認し、まずは地域移行支援に取り組んでいる病院への転院を進めています。

患者が転院後に地域での生活を希望する場合には、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを活用して、地域での生活につなげることとして

います。

質 問 事 項

五の4 令和5年8月17日に滝山病院の元院長が監禁罪の容疑で送検されたが、改めて東京都として、滝山病院に対して、病院組織全体の不正の有無を網羅的に調査対象とするよう再度の改善命令その他の追加措置を講じる予定はあるのか、伺う。

回 答

令和5年4月、都は滝山病院に対し、医療法及び精神保健福祉法に基づく改善命令を発出しました。

現在、立入検査などにより改善計画の履行状況等を確認しており、引き続き適切に対応していきます。

質 問 事 項

六 産業振興について

1 産業労働局が所管する東京ビッグサイトでは、令和5年12月より大規模改修が予定されているが、改修によってどのような機能の改善が見込まれているか伺う。

回 答

東京国際展示場は設備などの老朽化が著しい状況のため、大規模改修によりそれらの更新を図ります。

質 問 事 項

六の２ 東京ビッグサイトにおける大規模改修によって、施設利用者から会場使用料が値上げされるのではないかと懸念の声が上がっている。イベント事業者においてはコロナ禍のダメージも癒えておらず、会場使用料の値上げについては慎重にすべきだが、見解を伺う。

回 答

東京ビッグサイトの使用料については、施設を運営する事業者の経営責任に基づいて判断することになっています。

質 問 事 項

六の３ 都立産業貿易センターの利用に際して、同人誌即売会等への留意事項の中で本年３月よりコスプレ等に関して新たな制約が追加されたが、新しいコスプレに関しての制約が追加されたのはなぜか。経緯について伺う。

回 答

最近の利用の状況を踏まえ、主催者に施設の利用にあたっての留意事項を伝えることとしました。

質 問 事 項

六の４ 「過度の性的・暴力的表現が見られるコスプレの禁止」、当センターの職員が会場内外を点検します。との記載があるが、これらは具体的にどのようなものか伺う。またそれについて、誰がどのように「過度」か否かを判断するのか、それについて過度だと判断された際にはどのような対応をするのか、伺う。

回 答

産業貿易センターについて、施設を設けた目的である商工業の振興を図るため、施設の適正な管理運営を行うことが必要です。そのために同センターの職員が会場を巡回するルールとしています。

こうした中、センターの会場内でトラブルや混乱が生じた場合等に、その状況を解消するために適切な対応を行うこととしています。

質 問 事 項

六の５ 東京都立産業貿易センターにおいて受付の際の優先度を「受付順位」として区分し、対応に差をつけているが、同人誌即売会は区分表の１、２、３、４のどれに類されているのか、伺う。

回 答

これまでに産業貿易センターで開催された同人誌即売会は、第４受付順位となっています。

質 問 事 項

六の6 東京港埠頭株式会社等に委託されているお台場海浜公園等での写真撮影について、都が定めた「写真撮影等のための占用許可の取扱い」の「参考事例」の中に「特定の被写体（モデル、コスプレイベントのコスプレイヤー等）を対象としたアマチュアカメラマンによる撮影会については占用許可を必要とする」との記載があるが、コスプレを行なっている友人同士が、自身の携帯電話やカメラで、その他の機材を伴わず短時間（10分以内）の撮影を行なっている場合は、この記載に該当するのか、見解を伺う。

回 答

海上公園における占用許可を必要とする写真撮影は、「写真撮影等のための占用許可の取扱い」において「公園の本来目的以外の使用であること」及び「公園の排他的、独占的使用であること」の2つの要件を満たす撮影と規定しています。

来園者が日常生活の中で自由に公園を利用する範囲で行われる写真撮影については、占用許可は必要ありません。

質 問 事 項

七 都庁記者クラブについて

小池都政は情報公開は「1丁目1番地」をうたいつつ、実態はコロナ五類以降も、フリーの記者を排除している現状が続いている。早急に、フリーの記者もリアルで参加できるよう改めるべきだが、見解を伺う。

回 答

知事の定例記者会見は、都庁記者クラブが主催しており、記者の参加方法を含めルールについては、都庁記者クラブで決定しています。

